

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 3月 1日

住 所 北海道旭川市永山12条3丁目2番12号

氏 名 株式会社ニッセー  
代表取締役 星 忠克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川将人



許可の年月日	平成19年 3月 1日	許可番号	旭環対指令第180180号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設）  木くず		
設 置 場 所	北海道旭川市神居町春志内548番		
処 理 能 力	589.6t／日（8時間） 73.7t／時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 — 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成21年 6月25日 許可証書換え交付

(日本工業規格 A列4番)